



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1060	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
1061	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	2
1062	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	2
1063	障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更	( " ).....	2
1064	荒見井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	2
1065	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
1066	木材業者等の登録の変更	( " ).....	3
1067	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1068	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1069	道路の供用開始	( " ).....	4
1070	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	4
1071	指定事務所登録機関の指定	(建築住宅課).....	4

### ○ 選挙管理委員会告示

96	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	5
97	政治団体の解散の届出	.....	5
98	政治団体の収支報告書の要旨	.....	5
99	政治団体の設立の届出	.....	6
100	平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第122号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	6
101	平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第99号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	7
102	平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第82号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	8
103	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第155号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	.....	9

## 告 示

### 和歌山県告示第1060号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010120339	ヘルパーステーションオリオン	和歌山市鳴神111番地	居宅介護 重度訪問介護	医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123番地の1	平成23.8.1

## 和歌山県告示第1061号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250266	居宅介護和が家	田辺市本宮町請川121番地の1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	特定非営利活動法人和が家	田辺市本宮町請川122番地	平成 23.9.1	平成 29.8.31

## 和歌山県告示第1062号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
みかん薬局	日高郡日高町荊木562-1	三上洋平	平成 23.10.1

## 和歌山県告示第1063号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3032200010	紀南障害者地域生活支援センター	主たる事務所の所在地	田辺市たさない町22番15号	田辺市下三栖1475-201	平成 23.8.25

## 和歌山県告示第1064号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成23年7月5日退任）

職名 氏 名 住 所  
理事 猿棒宏允 紀の川市遠方184番地

## 和歌山県告示第1065号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
1032			平成23.9.7	海南市日方1285	株式会社村田精宏商店 代表取締役 村田精司	木材	和歌山市湊御殿2-1-3

和歌山県告示第1066号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
那賀広域森林組合	代表者氏名	代表理事組合長 前中 学人	代表理事組合長 森田邦 久	平成23.9.12

和歌山県告示第1067号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字田井字切戸522の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
橋本市神野々字下戸津井谷231番3地先から同市神野々字竹之垣内521番2地先まで	旧	4.30 } 7.38	341.77	

同上	新	4.30 } 7.38	341.77	
同上	新	5.92 } 30.93	560.40	国道24号との重複 112.38 橋本市道(旧大和街道線)との 重複 119.09

**和歌山県告示第1069号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市神野々字下戸津井谷231番地先から同市神野々字竹之垣内521番2地先まで

供用開始の期日 平成23年10月7日

**和歌山県告示第1070号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 施行者の名称

橋本市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道

## 3 事業施行期間

自 昭和59年3月13日

至 平成26年3月31日

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

**和歌山県告示第1071号**

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条の3第1項の規定による指定事務所登録機関を指定したので、同条第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 指定事務所登録機関の名称及び住所

社団法人和歌山県建築士事務所協会

和歌山市ト半町38番地

2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地

和歌山市ト半町38番地

3 事務所登録等事務の開始の日

平成23年11月1日

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
沖久雄後援会	代表者	新家明	古垣内唯雄	平成 23.8.10	政治団体	
	会計責任者	丹台明	前河英世			
中谷智代治後援会	代表者	田上富一	谷口正幸	平成 23.8.22	政治団体	
	会計責任者	石田晴善	大向友弘			
中谷智代治後援会	代表者	田上富勝	田上富一	平成 23.9.9	政治団体	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
中谷和史後援会	森本享	平成 23.7.31	平成 23.8.15
奥田勲後援会	向井地開	平成 23.9.15	平成 23.9.15

## 和歌山県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

## 政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

## 中谷和史後援会

報告年月日 23.02.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 奥田勲後援会

報告年月日 23.02.07

1 収入総額	14,792
前年繰越額	14,787
本年收入額	5
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	5
一件十万円未満のもの	5

## 政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

## 中谷和史後援会

報告年月日 23.08.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

## 奥田勲後援会

報告年月日 23.09.15

1 収入総額	14,792
前年繰越額	14,792
2 支出総額	0

## 和歌山県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かねのひでこ後援会	林鈴美	上川慶子	有田郡広川町大字広22の3番地	平成23.8.26
こにし康雄を励ます会	小西康雄	小西昭子	伊都郡かつらぎ町笠田中956番地	平成23.9.2

## 和歌山県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第122号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

別冊の政治団体の収支報告書（平成18年分）の要旨（その他の政治団体）の表東牟婁郡医師連盟の欄中

156,553
156,553
0
0

を

156,563
156,553
10
0
10

に訂正し、収入の内訳（平成18年分）〔その他の政治団

「 真和政策研究会

体〕の項中 「 真和政策研究会 210,000円 和歌山市」を 東牟婁郡医師連盟  
1 その他の収入  
1 件 1 0 万円未満の

210,000円 和歌山市

に訂正する。

もの 10円 」

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第99号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成19年分）の要旨（その他の政治団体）の表東牟婁郡医師連盟の欄中

156,553
156,553
0
0

を

156,746
156,563
183
0

	183

に訂正し、収入の内訳（平成19年分）〔その他の政治団

「 真和政策研究会

体〕の項中 「 真和政策研究会 28,000円 和歌山市」を 東牟婁郡医師連盟  
1 その他の収入  
1 件 1 0 万円未満の

28,000円 和歌山市

に訂正する。

もの 183円 」

**和歌山県選挙管理委員会告示第102号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第82号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成20年分）の要旨（その他の政治団体）の表東牟婁郡医師連盟の欄中

156,553	156,998
156,553	156,746
0	252
0	0
	252

を

に訂正し、収入の内訳（平成20年分）〔その他の政治団



「 浜田真輔

体] の項中 「 浜田真輔 32,027円 和歌山市」 を 東牟婁郡医師連盟  
 1 その他の収入  
 1 件 1 0 万円未満の

32,027円 和歌山市

に訂正する。

もの 252円 」

**和歌山県選挙管理委員会告示第103号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第155号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成23年10月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

別冊の政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表東

				「1 収入総額	—
				前年繰越額	
				本年収入額	
牟婁郡医師連盟の項中	「1 収入総額	<u>156,553</u>		2 支出総額	—
	前年繰越額	156,553		3 本年収入の内訳	
	2 支出総額	<u>0</u> 」		その他の収入	
				一件十万円未満のもの	

157,111  
 156,998  
 113  
0 に訂正する。

113  
 113 」